

お知らせ **軽減税率制度 vol.4 軽減税率対象品目 ～「飲食料品」の紛らわしいケースに注意～**

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認が必要になります。

「飲食料品」の定義 軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、軽減税率の対象外です。さらに、「外食」や「ケータリング」も軽減税率の対象からは除外されています。

	8% (軽減税率対象)	10% (標準税率対象)
水道水	ミネラルウォーター 人の飲用に供される「食品」として販売する飲料水	水道水 人の飲用の他に、炊事、風呂、トイレなどの生活用水が混在
医薬品・医薬部外品	・特定保健用食品 ・栄養ドリンク風清涼飲料水	・市販の薬・ドリンク剤、等 (医薬品・医薬部外品等のもの)
外食	・テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配、お土産 ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)	・店内飲食(イートイン含む)・フードコートでの飲食 ・ケータリング・出張料理等
酒類	・みりん風調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子 ・ノンアルコールビール ※酒税法に規定するアルコール分が一度未満のもの	・ビール、ワインなどのアルコール飲料 ・みりん、料理酒 ※酒税法に規定するアルコール分が一度以上のもの
一体資産	4つの要件を満たせば全体が軽減税率の対象(おもちゃ付きお菓子等)	①食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっていること ②一体となっている資産に係る価格のみが提示されていること ③一体資産の対価の額(税抜価格)が1万円以下であること ④一体資産の価額のうちに食品の価額の占める割合が2/3以上であること

【中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策】
 リーフレットのダウンロードはこちらのURLから → https://www.jcci.or.jp/chusho/201810_shosassi.pdf
【問合せ】 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター) ☎0570-030-456(9:00~17:00(土・日・祝除く))
 八千代商工会議所 消費税軽減税率対策窓口相談等事業 ☎047-483-1771(高橋)
 消費税軽減税率制度の詳細について、詳しくはコチラをご参照下さい。 **【参考】**www.nta.go.jp(国税庁ホームページ) QRコードはこちら →

2月6日(水) セミナー開催!
 ※詳細は2面セミナー情報をご確認ください。

お知らせ **消費税の軽減税率対応のための「レジ・システム補助金」**

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限まで残り1年を切りました!レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。



1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイントをチェック

- ✓ 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- ✓ 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

【対象者】 軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等(※)
 ※旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。(平成31年1月1日から適用)

【補助率】 原則3/4(※①、②)
 ※① 3万円未満のレジ購入の場合4/5補助
 ※② 平成31年1月1日から適用

【補助上限】 1台あたり20万円(※③)、券売機40万円(※④)
 ※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
 ※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

【完了期限】 2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイントをチェック

- ✓ システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- ✓ 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

【対象者】 軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

【補助率】 3/4(※平成31年1月1日から適用)

【補助上限】 1,000万円(発注システム)
 150万円(受注システム)
 150万円(※請求書管理システム)
 ※平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

【完了期限】 2019年9月30日まで
 ※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要。

補助金の詳細はお問い合わせいただくか、以下のURLをご覧ください。
【問合せ】 ☎0120-398-111(通話料無料) ※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。
【URL】 <http://kzt-hojo.jp/> QRコードはこちら →

ドコモ光
大好評! 受付中!
docomo ドコモショップ八千代中央店
 〒276-0046 八千代市大和田新田353-110
 営業時間:10:00~19:00 (定休日:毎月第2火曜日)
 TEL 047-450-8300
 Twitterで お得な情報配信中!!

◆個別相談会(毎週水曜日開催) 参加費無料 予約制

●相続対策・贈与について考えてみませんか?

相続対策について何から始めたらいいか、一緒に考えてみませんか? 経験豊かな専門スタッフが、お客様の相続や贈与に関するご相談を承ります。

●ご希望の日時をお電話または窓口にてご予約ください。先着順につきご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。●ご相談時間は、お一人さま1時間程度とさせていただきます。
 ●水曜日以外の曜日をご希望の方は個別にご相談ください。●詳しくは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

はじめてのお客さまも、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ・お申し込み】 八千代支店(担当:梅津・山口)
 〒276-0033 八千代市八千代台南1-3-1
 ☎0120-155-980
 (電話受付時間/平日9:00~17:00) 980-17-025

三井住友信託銀行